

豊浜東まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、豊浜東まちづくり協議会（以下「本会」という）と称する。

(構成)

第2条 本会は、豊浜東地区に居住する住民及び所在する自治会、各種団体、事業所をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、豊浜東地区に居住する住民及び所在する自治会、各種団体、事業所が地域課題を共有し、その解決に向け一体となって取り組むことにより、住民相互のつながりや郷土愛を育み、活力と魅力にあふれるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事。
- (2) 防災に関する事。
- (3) 防犯及び交通安全に関する事。
- (4) 健康、福祉及び子育て支援に関する事。
- (5) 地域振興に関する事。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 生活環境、自然環境の向上及び美化に関する事。
- (8) スポーツ、文化及びレクリエーションに関する事。
- (9) コミュニティ意識の醸成に関する事。
- (10) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、伊勢市東豊浜町1458番地4に置く。

(組織)

第6条 本会は、総会、役員会及び委員会をもって構成する。

(総会)

第7条 総会は、代議員制を導入し、別表に定める団体等から推薦し、又は選出した代議員をもって構成する本会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、原則として年1回開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の半数以上の者から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。
4. 総会は、会長が招集し、委任状を含めた代議員の過半数の出席で成立する。
5. 総会の議長は、総会において選出する。
6. 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) まちづくり計画の決定及び変更に関する事項。
 - (2) 事業計画及び予算の決定に関する事項。
 - (3) 事業報告及び決算の承認に関する事項。
 - (4) 役員を選出に関する事項。
 - (5) 規約の制定、改正及び廃止に関する事項。
 - (6) その他重要な事項。

7. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 前項の規定にかかわらず、本条第6項第5号の規約の改正及び廃止については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(代議員の任期)

第8条 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 代議員に欠員が生じたときは補充できるものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は、第11条に規定する役員（監事を除く）をもって構成する。

2. 役員会は定期開催する。尚、会長が必要と認めたときは、臨時に開催する。
3. 役員会は、委任状を含めた役員会構成員の過半数の出席で成立する。
4. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
5. 役員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 事業の実施運営の基本的事項。
 - (3) 緊急を要する重要事項。
 - (4) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項。
6. 前項第3号の事項を議決した場合は、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。
7. 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(委員会)

第10条 本会の事業を推進するため、役員会の承認を得て委員会を置くことができる。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
3. 委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を掌握し、必要な書類を管理する。
4. 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務の運営に当たる。
5. 監事は、本会の会計及び会務執行を監査し、総会にこれを報告する。

(役員選出)

第13条 会長、副会長及び監事は、総会において代議員の互選で選出する。

2. 会計及び理事は、代議員の中から会長が指名し、総会で承認する。

(役員任期)

第14条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは補充できるものとし、任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(参与)

第15条 本会に参与を置くことができる。

2. 参与は、会長が役員会の同意を得てこれを委嘱する。
3. 参与は、第3条の目的を達成させるため、助言等を行うものとする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に、事務局長1名を置くほか、必要に応じて事務局員若干名を置くことができる。
3. 事務局長及び事務局員は、役員会の承認を得て会長が任免する。
4. 事務局長は、本会の事務を統括する。
5. 事務局の運営、事務局長及び事務職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件及び業務分担等に関する事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

(会計)

第17条 本会の経費は、補助金、諸収入、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第18条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2. 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に監事の監査を受けて、総会の承認を得なければならない。

(情報の共有)

第19条 本会は、第2条に規定する本会の構成員（以下「構成員」という）に対して本会の運営に関する情報を積極的に提供すると共に、構成員の意向の把握など情報収集を図り、構成員との情報共有に努めるものとする。

2. 予算及び決算報告については、毎年公表するものとする。
3. 本会は、会計書類その他の書類を厳重に管理保管し、構成員から求めがあったときは、これを開示するものとする。

(補則)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

附則

1. この規約は、平成26年2月19日から施行する。
2. 本会設立当初の代議員及び役員の任期は、第8条及び第14条第1項の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
3. 本会設立当初の会計年度は、第17条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成26年3月31日までとする。

別表 (第7条関係)

団体等	定数
自治会	9人
民生委員・児童委員	5人
豊浜東小学校PTA、親子会	3人
老人会	6人
消防団	1人
自主防災隊	3人
スポーツ推進委員	2人
一般（公募）	15人以内

改定： 第5条 平成27年5月16日（協議会住所変更）
第7条1項 平成27年5月16日（代議員定数別表変更）
第7条1項 平成28年4月21日（代議員定数別表変更）
第7条1項 平成29年4月21日（代議員定数別表変更）